

大阪府地域防災計画（基本対策編、原子力災害対策編）修正案に対するご意見と大阪府の考え方について

○募集期間 令和3年11月1日（月曜日）から令和3年12月1日（水曜日）まで

○募集方法 郵便、ファクシミリ、電子申請

○提出人数・意見数 3人・10件（うち意見の公表を望まないもの0件）

○ご意見と大阪府の考え方

No	ご意見の概要		大阪府の考え方
1	基本 基本 対策 編	全編 全編にわたって句読点が「、」と「，」が混在しているように見受けませんが使い分けの意図はどのようなものでしょうか。	「、」に統一するように修正いたします。
2	基本 基本 対策 編	災害予防対策（第2章 第1節）90ページ 防災知識の普及啓発に関して、住宅を失った際の経済的損失の大きさと復旧・復興に係るコストの高さ、ハザードマップ等を通じた居住に適した地域の選定の重要性、住宅の耐震性能の確認・耐震化の重要性、住宅・家財の再調達コストの把握、公的災害支援制度等の理解、さらに避難生活に要するコスト等の啓発が必要であり、記述の検討をお願いします。	防災知識の普及啓発の内容は、本計画の第2章第1節第1の「1 普及啓発の内容」や第3章第1節の「都市防災機能の強化」に記載しており、ご意見にある事項については盛り込まれていると認識しています。引き続き、府HPや講演等、様々な機会を通じて、ご意見を参考としわかりやすい啓発に努めてまいります。
3	基本 基本 対策 編	災害予防対策（第2章 第4節）98ページ 中小企業を中心とした事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するための各種施策については、損保業界としても引き続き積極的に推進していく所存であり、継続した支援取組みの実施をお願いします。	大阪府では、府内中小企業・小規模事業者の皆様の事業継続計画（BCP）の策定支援を推進しており、今後も継続してまいります。
4	基本 基本 対策 編	災害予防対策（第3章 第1節）102ページ 災害予防対策（第3章 第4節）133ページ 自然災害が頻発・激甚化し、災害ハザードエリアにおける開発抑制は急務であると認識していた中、都市再生特別措置法等の改正を踏まえ、法的な観点から早急にご対応いただいたことおよび改正の内容についてご賛同します。 なお、同エリアからの「移転の促進」についても、事前減災の観点から政策的なアプローチが必要と考えております。補助金等の充実および利用可能な制度の周知・案内など、引き続きご対応をお願いします。	災害に強い都市づくりの推進について、自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、安全な都市の形成への取組を強化するため、都市計画を活用した土地利用誘導など、まちづくりや土地利用と一体となった新たな防災・減災対策を推進しています。 とりわけ土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅に対する移転・補強に係る補助制度の拡充については、令和元年度に移転補助での危険住宅の除去費用等の限度額が引き上げられましたが、引き続き、市町村とも意見交換を行いながら、国へ働きかけて参ります。また、同制度の周知についても、広く認識いただくよう引き続き関係市町村と共に進めて参ります。

5	基本 対策 編	<p>災害予防対策（第3章 第1節）104ページ</p> <p>密集市街地の整備に関しては、国が平成24年に「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表し、平成32年までの解消を目標としていた経緯にあります。本件は、令和3年3月19日に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）において、上記密集市街地の解消とそれに合わせた地域防災力の向上に資するソフト対策を強化することとされております。なお、この時点において全国で111地区2,219haが解消できていない状況にあると承知しております。</p> <p>大阪府においては、同時点における上記密集市街地全体の29.7%となる33地区、面積数で45.7%となる1,014haと最も大きい割合を占める状態となっております。</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で起こることが懸念され、発生した場合には密集市街地で生じる火災旋風等により、多くの人命が失われる危険性が指摘されています。</p> <p>府民の生命・財産を守るべく早期の解消を図るため、従来の延長線上の解消施策に止まらず、実効性の高い、より踏み込んだ解消施策の実施のご検討をお願いします。</p>	<p>本府では、平成26年3月策定の「大阪府密集市街地整備方針」（以下「本方針」という。）に基づき令和2年度末までの解消を目標に対策を進めてきたものの、目標達成には至らなかったことから、令和3年3月に本方針を改定し、令和7年度末までに9割以上解消、令和12年度末までに全域解消を目標に、その目標を確実に達成するため、以下の3つの取組みを進めることとしています。</p> <p>1 まちの防災性の向上 確実に解消するため、GISを用いて延焼危険性を効果的に低減できる箇所を特定し、積極的な用地買収による道路等の重点整備や老朽建築物の重点除却を推進</p> <p>2 地域防災力のさらなる向上 切迫する大規模地震に備え、地域の防災活動が円滑に実施されるよう、GISを用いたまちの危険性の一層の見える化や、地域特性に応じた防災活動の支援強化、多様な主体と連携した啓発</p> <p>3 魅力あるまちづくり 解消後も見据え、民間主体による安全・安心で魅力あるまちづくりが自律的・持続的に進む環境整備を推進</p>
6	基本 対策 編	<p>災害予防対策（第3章 第3節）118ページ</p> <p>1（レベル1）対応、2（レベル2）対応に海岸保全施設等の表現について</p> <p>「海岸保全施設等の整備」は、p117のシ「津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するために必要な海岸保全施設又は河川管理施設」との整合を取るとともに、府民が理解しやすくするため「海岸保全施設（防潮堤等）と河川管理施設（3大水門等）の整備」とすべきである。</p> <p>当然P117も「海岸保全施設（防潮堤等）と河川管理施設（3大水門等）」に修正すべきである</p>	<p>P118に記載の「海岸保全施設等」については、ご意見を踏まえ「海岸保全施設・河川管理施設等」に修正します。</p> <p>なお、P117のシ「津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するために必要な海岸保全施設又は河川管理施設」については、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業5箇年計画の「避難地等に係る主務大臣が定める基準」の名称であるため、現在の記載のままとします。</p>
7	基本 対策 編	<p>災害予防対策（第3章 第3節）118ページ</p> <p>1 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）について</p> <p>対策として海岸保全施設等の整備とあるが具体的に何をを行うか意味不明である。</p> <p>P111に新・地震防災アクションプランの推進とあるが、この説明でも平成27年度からハード整備を行ったような表現となっているが、それ以前に3大水門の副水門の整備などを行っている。このプランの作成時では、アクション2として3大水門の活用も含めて水門の耐震化等の推進となっている。この海岸保全施設の整備には3大水門の整備が入っているのだから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今日、津波が襲来し、3大水門が動かなくなった時の洪水対策として副水門にいくらの水量を流し毛馬のポンプでいくら排出することで大阪市内の浸水は防げることになっているのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波による三大水門の損傷によって想定される洪水リスクについては、「平成25年度 第1回大阪府河川構造物等審議会」において、公表しています。</li> <li>また、三大水門の老朽化や、今後30年間に高い確率で発生するといわれる南海トラフでの地震により、洪水、高潮リスクが生じないよう現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を建設することとしています。</li> <li>なお、船舶等の衝突により水門が損傷することを防止するため、緩衝チェーンを設置することとしています。</li> <li>大阪府河川構造物等審議会「平成26年度 第1回津波対策検討部会」において、三大水門閉鎖に伴う反射波の影響については公表しています。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・船などの漂流物で水門が壊れ、流出した時、台風などの高潮対策はどのようにするののか</li> <li>・3大水門の反射波が、20センチ前後であるとか最大80センチであるなど単純に計算したもので反射対策を行うとしているが、平成23年の東日本大震災のように津波による反射波の複雑な挙動で水門下流に被害が生じたときは、だれがどんな責任をとるののか</li> </ul> <p>このような説明を丁寧に補足修正し、地域防災計画として府民に安心を与えるべきである。</p> <p>一方、地域防災計画で津波対策としての3大水門の閉鎖が人災を引き起こす愚策であるとの認識をもって表現しないことは府民を愚弄していることになる。</p> <p>3大水門を閉鎖する津波対策を記述したくないのであれば、3大水門を閉鎖しない津波対策を記述すべきである。1例として、木津川水門近傍の河床面に段差があるが、この段差を水門前面の水深-8m程度から川口近傍の-1m、-2mまでを滑らかにするように河床浚渫を行えば、L1津波に対して越流しない対策になるはずである。この対策を「3大水門を閉鎖せず、河川浚渫と河川堤防のかさ上げを行う」と記述すべきである。もし、記述できないのであれば、なぜ、この対策を行わないのか説明すべきである。</p>	<p>なお、淀川水系西大阪ブロック河川整備計画に記載しておりますが、今後、反射波の影響を検討し、必要な対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市内の津波対策については、大阪府河川構造物等審議会において、3大水門を閉鎖することは適切な判断であるとの答申を受けています。また、津波時に3大水門を閉鎖した場合、現水門は津波の波力により損傷する恐れがあることから、同審議会において、水門の補強など様々な対策案を比較検討した結果、現水門付近に水門を新設する案が最適との答申も受けています。</li> </ul> <p>なお、答申を踏まえ、3大水門については津波時に閉鎖することとしたうえで、現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を建設することとしています。</p>
8	基本対策編	<p>災害予防対策（第3章 第3節）120ページ</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発について</p> <p>このタイトルの下に津波の恐ろしさを皆が理解するために「津波は、水の塊が進んでくる波であり、台風などで生じる水が上下に振動する波と異なる。この特性から津波の進行方向に垂直の障害物があれば、津波は反射し進んできた波の倍以上の大きさになる。このようなことから津波は陸地に近づくにしたがって波の高さは、沖の高さより数倍になることがある危険な波である。」を追記すべきである。</p> <p>併せて、カ「浸水域・・・可能性があること」に引き続き「特に、3大水門の下流では、反射波で予想外の水面上昇が生じ、防潮堤を超え浸水することがある。」を追記すべきである。</p>	<p>津波に対する知識の普及・啓発については、国の防災基本計画の内容に基づく項目および大阪府特有の項目について記載することとしています。ご意見の津波の浸水高さ及び浸水区域につきましてはシミュレーションを実施し浸水想定区域図とその解説とともに公表しています。</p> <p>3大水門閉鎖に伴う反射波の影響については、大阪府河川構造物等審議会「平成26年度 第1回津波対策検討部会」において公表しています。</p> <p>なお、淀川水系西大阪ブロック河川整備計画に記載しておりますが、今後、反射波の影響を検討し、必要な対策を実施します。</p>

9	基本 対策 編	<p>災害応急対策（第5章 第1節）230ページ  (3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応と記載ありますが他の項目は施策等の記載がありますが、この項目だけ見出し項目なのはどうな意図があるのでしょうか。</p>	<p>災害時の踏切長時間遮断について、役割や連絡体制等、以下のとおり記載することとします。</p> <p>(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応  鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放<sup>(注)</sup>する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。</p> <p>(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。</p>
10	基本 対策 編	<p>災害応急対策（第7章 第3節）253ページ  災害救助法の適用時には、府民支援のため、損保業界として必要な支援策を講じてまいります。</p>	<p>本府の災害対策の取り組みにご協力いただきありがとうございます。引き続きご協力をお願いいたします。</p>